

# 自治会・回覧

会員各位

平成25年10月2日  
自治会長 宮崎 栄

## 会則「自治会共用施設管理規定」改定のご連絡

以下の通り、「自治会共用施設管理規定」を改定しますので、ご確認の上、各ご家庭に1部を保管下さい。尚、各戸に配布の会則・23頁から27頁は廃棄会則としてお取扱い願います。

### 1. 改定内容 ※以下の条番号は改定後の番号（為念）

- (1) テニスコート管理の市（西部公園管理事務所）への移管に伴い、全文中のテニスコートの文言削除、第三章「テニスコートの運営及び管理（旧23頁～27頁）」削除及び別表の「テニスコート使用料金表」を削除する。
- (2) 第15条（使用料の負担）1項の「特定の団体」に、「有秋南小区安心・安全ネットワーク」及び「高校生以下の卓球台使用」を追加及び、今後新たに特定団体設定の検討を要する団体発生時の対応を追加した。  
\*新規追加の特定団体は、会館の使用料を免除する。
- (3) 定期使用者（各サークル等）の取扱い（第14条及び別表註3, 6）について
  - ・正当な理由での使用キャンセルについて、“会長裁定で対応を判断する”の条文を追加することの提案もあったが、現状のままとし、以下条文はそのまま残す。  
"定期使用者は、その期間中、**原則**として取消しや場所、時間等の変更は出来ない"
  - \*サークルの解散等、やむを得ない事情もあると思われるので、このような場合は、会長判断で対応する。但し、過去月のキャンセルは受け付けない。
  - \*別表註6にキャンセルの条文があるので、ここでも定期使用者について明記した。
  - ・別表註3の、“営利”の説明が不備だったので、以下の通り修正した。  
"営利：そのグループ内で先生、講師等への月謝がある等、営利目的の会合、教室、同好会等"
- (4) その他、“てにをは”修正、表現の統一等
  - ・文の前後関係からの“てにをは”修正実施（詳細略）
  - ・表現の統一：
    - ① 会長または副会長、会長及び副会長、会長あるいは副会長が混在  
⇒ “会長または副会長” に統一した。  
\*本規定での副会長とは、総務担当副会長を指す。
    - ② ごみ（ゴミ）ステーション、ごみ（ゴミ）集積場が混在  
⇒ “ごみステーション” に統一した。

### 2. 改定施行日は、8月4日とする。 ※8月度本部役員会（8/3）で承認済

以上